別紙3

白馬村の給与・定員管理等について

給与・定員管理等の公表は、「「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について」 (平成28年 総務省)の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

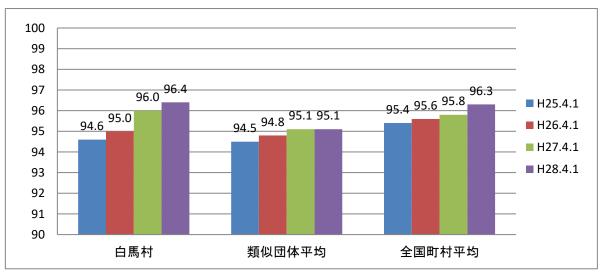
<u>(1)/(IT.</u>	/八门貝の小儿(日旭云川人井/					
区分	住民基本台帳人 口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 平成26年度の
	(平成28年1月1	Α		В	B/A	人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成27年月	8,896	7,182,841	160,626	718,685	10.0	12.3

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

- 2	<u> </u>	H J J C ** P		1 1/7 1 2 1 7					
	区分	職員数	給与費			1人あたりの	(参考) 類似団体		
	四刀	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計	В	給与費 B/A	1人あたりの給与費
		人	千円	千円	千円		千円	千円	千円
l	平成27年度	78	292,896	53,837	110,597	457,	330	5,863	5,560

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)給与改定の状況

(注)白馬村には人事委員会がありませんので、この欄の記載はしていません。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

給与改定実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 若年層に係る号俸については引下げなし。高齢層に係る号俸については、最大 4%程度の引き下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会 の確保の観点から5級・6級に号俸を増設。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

国の指定する対象地域でないため、引き続き支給無し。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(6)特記事項について 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①—船行政職

	、4戌			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白馬村	41.4歳	307,289円	347,358円	336,861円
長野県	45.3歳	338,900円	400,134円	374,885円
田	43.6歳	331,816円	-	410,984円
類似団体	42.2歳	304,939円	350,196円	331,494円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		白馬村	長野県	围
	大学卒 (上級試験)	176,700円	186,300円	176,700円
一般行政職	高校卒 (初級試験)	144,600円	151,500円	144,600円

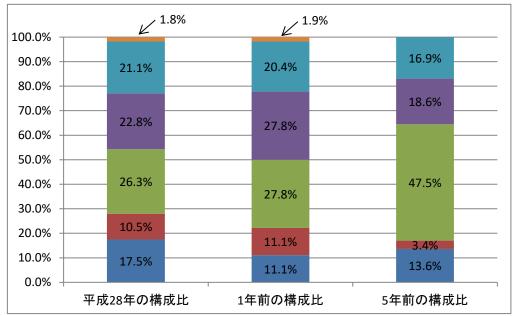
(3)職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分		経験年数 5年以上10年未満	経験年数 10年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	228,566円	290,400円	354,800円	378,000円
为又十丁正义相以	高校卒	179,300円	-	313,400円	362,900円

<u>一般行政職の級別職員数等の状況</u> (1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

(1)	1) 放门 政戦の 赦別職員数及の福祉役の状況 (十成20年4月1日現在)							
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額			
1級	主事	10	17.5%	140,100円	246,100円			
2級	主任	6	10.5%	190,200円	303,000円			
3級	主査、主幹	15	26.3%	226,400円	348,800円			
4級	係長、課長補佐	13	22.8%	259,900円	379,800円			
5級	課長	12	21.1%	286,200円	391,800円			
6級	参事、課長	1	1.8%	317,000円	409,000円			

- (注)1 白馬村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級、4級及び5級をそれ ぞれ統合している。)

(2)昇給への人事評価の活用状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにお	白見	 馬村	国	
ける運用	管理職	一般職	管理職	一般職
イ 人事評価を実施している	0	0	0	0
上位、標準、下位の区分			0	0
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況 (1)期末手当・勤勉手当

白馬村	長野県	国	
1人あたりの平均支給額(平成27年度) 1,344千円	1人あたりの平均支給額(平成27年度) 1,678千円	-	
(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算 措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(白馬村)

平成29年中における運用	白鳥	馬村	国	
十成29年中における連用	管理職	一般職	管理職	一般職
イ 人事評価を活用している	0	0	0	0
上位、標準、下位の成績率			0	0
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				

(2)退職手当(平成29年4月1日現在)

	白馬村			国	
〔支給率〕	自己都合	応募認定•定年	〔支給率〕	自己都合	応募認定∙定
勤続20年	20.445月分	25.556月分	年		
勤続25年	29.145月分	34.583月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
			最高限度額	49.590月分	49.590月分
〔その他の加算	[措置]				
定年前早期记	退職特例措置(2	~20%加算)	〔その他の加算	算措置〕	
			定年前早期记	退職特例措置(2	~45%加算)
[1人あたり平均支給額] 10,369千円					

(注)退職手当の1人あたり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	-
支給職員1人あたり平均支給年額(平成27年度決算)	_
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度決算)	-
手当の種類	5種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支 給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防疫	1回 1,000円
危険作業手当	塩素減菌作業に従事する職員	塩素減菌作業	1回 1,000円
	塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塵芥、廃棄物処理	1回 1,000円
	行旅病人取扱に従事する職員	行旅病人の取扱	1件 1,000円
	行旅死亡取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1件 3,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記の職員に対する支 給単価
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲	1回 500円
有害鳥獣駆除手当	有害鳥獣の捕獲又は補殺等に従事 する職員	有害鳥獣の捕獲又は補 殺等	1回 1,000円

(4)時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	40,987千円
職員1人あたり平均支給年額	493千円
支給実績(平成27年度決算)	26,037千円
職員1人あたり平均支給年額	299千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27·28年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当(平成28年4月1日現在)

5)その他の手当(平成28年4月1日現在)								
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内	支給実績 (平成27年 度)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成27年度)			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給配偶者13,000円配偶者のない扶養親族1人目11,000円配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円	同じ		9,868,500円	246,712円			
住居手当	借家 家賃に応じて支給 上限27,000F	同じ 同じ		2,581,500円	286,833円			
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額 自動車、自転車等使用者 通勤距離に応じて支給 2Km未満 不支給 2Km以上5Km未満 2,300円 5Km以上10Km未満 4,400円 10Km以上15Km未満 6,800円 15Km以上20Km未満 9,200円 20Km以上25Km未満 11,600円 25Km以上30Km未満 14,000円 30Km以上35Km未満 16,400円 35Km以上40Km未満 18,800円 40Km以上45Km未満 21,200円 45Km以上50Km未満 22,100円 50Km以上55Km未満 23,000円 50Km以上60Km未満 23,900円 60Km以上 24,800円	E 同じ 異なる	左記各区 分につい て▲300 円	2,284,000円	48,595円			
管理職手当	総務課長 50,800円 総務課長以外の課長 43,100円 総務課長補佐兼総務係長 39,100円	異なる	国は俸給 の特別調 整額とし て支給	5,666,400円	404,742円			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内	支給実績 (平成27年 度)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成27年度)
宿日直手当	一般の宿日直 1回4,200円	同じ		2,189,875円	25,170円
管理職員 特別勤務 手当	管理職が休日等に勤務した場合に支給課長 1回6,000円総務課長補佐兼総務係長 1回4,000円(6時間以上勤務した場合 150/100)	異なる	区分・支 給額が 異なる	_	_
寒冷地手当	下記区分により11月から翌年3月までの間月額支給 世帯主 扶養あり 17,800円	同じ		5,209,400円	65,941円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

· 特	別職の新	酬等の状況(平成28年4月]]日現在 <i>)</i>
	区分	給	料 月 額 等
給	村長	600,000円(800,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 最高 850,000円/最低 380,000円
料	副村長	579,000円(658,000円)	最高 710,000円/最低 426,300円
	議長	304,000円()	最高 360,000円/最低 205,000円
報 酬	副議長	240,000円()	最高 320,000円/最低 175,000円
	議員	216,000円()	最高 300,000円/最低 155,500円
期末	村 長副村長	〔平成27年度支給割合〕 3.10月分	
手当	議長副議長議員	〔平成27年度支給割合〕 3.10月分	
退 職	村長	〔算定方式〕 給料月額(800,000円)×	〔1期の手当額〕〔支給時期〕 在職月数×0.425 16,320千円 任期毎
手 当	副村長	給料月額(658,000円)×	在職月数×0.254 8,022千円 任期毎
そ の 他	村長	通勤手当、寒冷地手当	
他手当	副村長	支給率、支給額は一般	と同様 と同様 と同様 という かんだった さ

⁽注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた 場合における退職手当の見込額である。

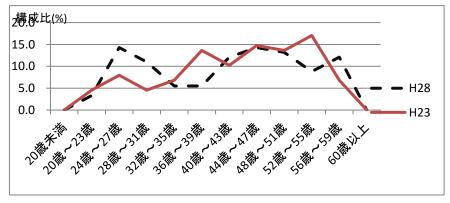
6 職員数の状況 (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成28年4月1日現在)

\leftarrow	1171 .	加蝦貝茲		上'ひ'日/吸ぐ		(十次20千十万1日犹江)
		<u></u>		数	対前年	主な増減理由
分			平成28年	平成27年	増減数	
		議会	2	2	0	
		総務	14	15	1	
		税務	9	9	0	
	— 般	農林水産	7	7	0	
普	行	商工	4	4	0	
普通会計部門	部門	土木	6	6	0	
部		民生	22	22	0	
' '		衛生	8	4	4	庁内の機構改革のため
		計	72	69	3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 80.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.08人)
		教育	10	9	1	
		小計	82	78	4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 92.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 130.29人)
		水道	5	4	1	
企	営業会	下水道	2	2	0	
計	部門	その他	2	2	0	
		小計	9	8	1	
	,	合計	91 〔115〕	86 〔115〕	5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 102.29人

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	いした	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0	3	13	10	5	5	11	13	12	8	11	0	91

(3)職員数の推移

(単位:人•%)

							\
年 部門	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
普通会計計	82	82	80	79	78	82	0(0.0%)
公営企業会計等計	7	7	8	8	8	9	2(28.6%)
総合計	89	89	88	87	86	91	2(2.2%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

- (1)水道事業
- ①職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成27年度	262,072千円	36,796千円	30,136千円	11.5%

(注)職員給与費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

区分	△ 職員数 給与費							こりの
四月	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計	В	給与費	B/A
	人	千円	千円	千円		千円		千円
平成27年	萝 4	12,624	3,000	4,393	20,0	17	5,00	4

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は平成27年4月1日現在の人数である。

イ特記事項

なし

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白馬村	46.3歳	325,400円	376,778円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職員の基本給の平均額です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

③職員の手当の状況

ア期末手当・勤勉手当

<u> </u>		
企業職	一般職	
[1人当たりの平均支給額(平成27年度)]	〔1人当たりの平均支給額(平成27年度)〕	
1,335千円	1,678千円	
(平成27年度支給割合)	(平成27年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60月分 1.60月分	2.60月分 1.60月分	
(1.45月分) (0.75月分)	(1.45月分) (0.75月分)	
[加算措置の状況]	[加算措置の状況]	
職務の級による加算措置	職務の級による加算措置	
・役職加算 5~15%	・役職加算 5~15%	

イ退職手当(平成28年4月1日現在)

1这根于三、十次20千4万1口坑仁/					
	企業職			一般行政職	
〔支給率〕	自己都合	応募認定∙定年	〔支給率〕	自己都合	応募認定·定
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	年		
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
			最高限度額	49.590月分	49.590月分
[その他の加算措置]					
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		〔その他の加算	算措置〕		
			空年前日期:	見職性伽世器(2)	~2006加質)

ウ特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)				
支給実績(平成27年度決算)			-	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成27年度決算)		-		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度決算)		-		
手当の種類		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	対象業務	左記の職員に対する支 給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病の防犯	支	1回 1,000円
危険作業手当	塩素減菌作業に従事する職員 塵芥、廃棄物処理に従事する職員	塩素減菌作業 塵芥、廃棄物処理		1回 1,000円 1回 1,000円
行旅病人及び行 旅死亡人取扱手	行旅病人取扱に従事する職員 行旅死亡取扱に従事する職員	行旅病人の取扱 行旅死亡人の取扱		1件 1,000円 1件 3,000円
野犬捕獲手当	野犬捕獲に従事する職員	野犬の捕獲		1回 500円
有害鳥獣駆除手当	有害鳥獣の捕獲又は補殺等に従事 する職員	有害鳥獣の捕獲又は補 殺等		1回 1,000円

工時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	1,618千円
職員1人あたり平均支給年額	404千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の 4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象職員とはな らない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オその他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	支給実績 (平成27年度)	支給職員1人当たり平 均支給年額 (平成27年度)
扶養手当	746,000円	248,666円
住居手当	282,000円	282,000円
通勤手当	136,800円	34,200円
寒冷地手当	318,000円	79,500円

(注)手当の支給に関する内容及び支給単価、国の制度との異動と異なる内容は、一般行政職と同様。